

平成29年12月14日

国立市議会議長 大和 祥郎 様

提出者 石井 伸之

提出者 青木 健

〃 高柳 貴美代

〃 大谷 俊樹

〃 遠藤 直弘

〃 藤江 竜三

〃 稗田 美菜子

〃 渡辺 大祐

〃 石井 めぐみ

〃 高原 幸雄

〃 尾張 美也子

〃 住友 珠美

〃 中川 喜美代

〃 小口 俊明

〃 青木 淳子

〃 重松 朋宏

〃 関口 博

〃 藤田 貴裕

〃 上村 和子

〃 望月 健一

議案の提出について

議員提出第 14 号議案

議会改革特別委員会の設置について

上記の議案を次のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

議会改革特別委員会の設置について

平成 25 年に設置された議会改革特別委員会（以下「平成 25 年委員会」という。）では、議会改革について、議会基本条例の立案と議会費財政問題という観点から調査・協議を行った。その結果、平成 27 年 1 月、国立市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）を施行し、市長諮問機関等への参画は、法定のものを除き行わないこととなった。また、議員の定数や報酬、役職加算、政務活動費については、現状維持とする結論を得た。

これらの議会改革の成果について、平成 25 年委員会の消滅から 2 年以上が経過し、地方分権がより一層進む中で、到達点を評価し、検討すべき時期に来ている。また、平成 25 年委員会の報告書では、議員の定数や報酬等は現状維持という結論が出されているものの、意見が二分されているものや引き続き検討するというものが残されている。

第 1 に、議会基本条例について、第 28 条に規定される条例の見直し等手続にのっとりながら、「住民の福祉の増進を図る」という目的が達成されているかどうか点検し、運用の見直しや規定の整理等を行う必要がある。

第 2 に、議会費について、平成 25 年委員会の議論や、会派代表者会議で行われた議会費（報酬・政務活動費・定数等）の協議を参照しながら、議会基本条例第 22 条の政務活動の充実、第 25 条の議員定数及び第 26 条の議員報酬の観点から、第 20 条に規定される適正な議会費の確保について、検証するとともに、その決定及び決定過程を市民によりわかりやすく示していく必要がある。

以上を踏まえ、本案は、下記のとおり、議会改革特別委員会を設置するために提出するものである。

記

- 1．目的 議会基本条例の目的が達成されているかを点検し、議会費の検証を含む適切な措置を講ずる
- 2．期間 目的が達成するまでとする
- 3．定数 委員数は、20 名とする